

## ○放置車両の確認及び標章取付け措置実施要領

平成18年5月31日

駐 対 第 6 1 4 号

埼玉県警察本部長

放置車両の確認及び標章取付け措置実施要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、放置車両の確認及び標章取付け措置に関し、

- 放置車両確認標章及び携帯端末の保管管理
- 放置車両確認標章の取付け措置
- 放置車両確認後における報告要領

等について定めている。